

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

また、高等部において、生徒の実態が多様であることから以下の内容（注）について、特に重点的に取組みを行う。

（注）

- ・生徒が他者とコミュニケーションを図る能力を育てる→授業や学校生活の中で適切なコミュニケーション・マナー等について教え、指導していく。
- ・常に生徒同士の人間関係を観察し、トラブルの兆候に対して、迅速かつ的確に対処する。→特にコミュニケーション不足が原因で起こるトラブルに対処するため、生徒同士の関わりでも必要に応じて援助・指導していく。
- ・生徒・保護者と密にコミュニケーション・連絡を取り、生徒の思い・悩みを把握するように努める。→生徒との日々の会話・連絡帳・電話連絡・懇談等で情報収集する。
- ・SNSやメールによるいじめについては、入学予定者説明会で、携帯電話の管理についての保護者に対するお願いの際に、事例を挙げて、その危険性について伝える。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。ただし、自ら苦痛を訴えることが難しい場合や、否定してしまう場合もあるため、「苦痛を感じている」ということが限定的に扱われないようにする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止及びいじめ事案対処のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。そのことにより、様々な観点から事象を分析することで実効的にいじめ問題の解決を図る。

(1) 名称

「学校いじめ防止対策委員会」（会議名は学校いじめ防止対策会議）

「生徒指導会議（いじめ対策会議）」

(2) 構成員

学校いじめ防止対策委員会

校長、准校長、教頭、担当首席、児童生徒部長、生徒指導主事、各学部主事
生活指導係（学年生指）

いじめ対策会議

教頭、担当首席、児童生徒部長、生徒指導主事、学部主事、
生活指導係（学年生指）、学年主任、児童生徒担任 関係教員

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

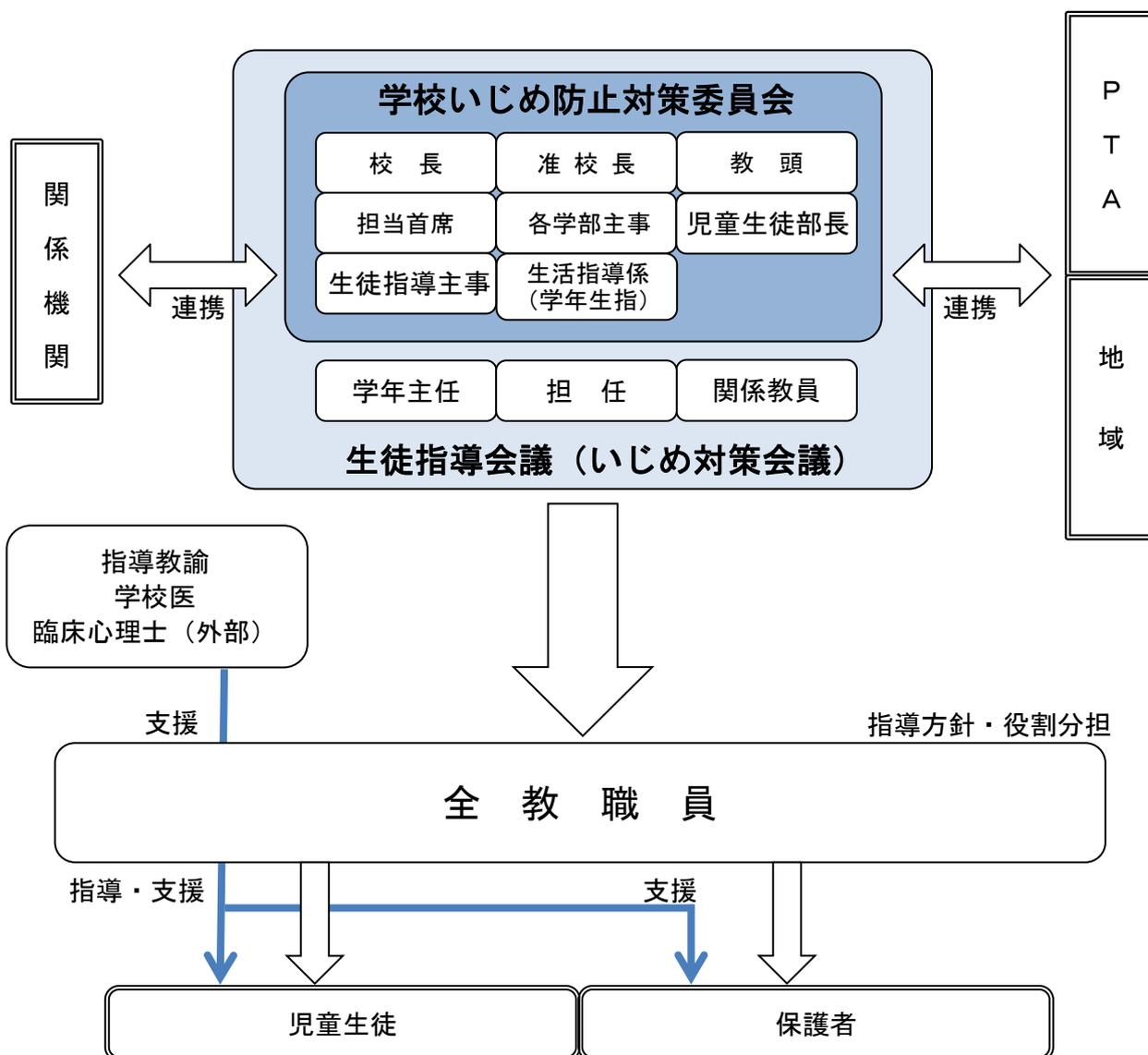
イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時にはいじめ対策会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の形式・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

未然防止のための学校体制（組織図）



※組織メンバー等の構成においては、必要に応じて柔軟に対応する。

4 年間計画

	各学部	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ通知	第1回人権会議 第1回学校いじめ防止対策会議 (方針の確認、年間計画の確認)
5月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	「学校いじめ防止基本方針」をHPに掲載 メールアンケート「いじめに関するお知らせ」実施
6月	アンケート「いじめ等アンケート」第1回実施 児童・生徒保護者への相談窓口を周知	アンケートによるいじめ調査
7月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	人権研修 第2回人権会議 第2回学校いじめ防止対策会議 (状況報告と進捗状況)
8月		いじめに関する研修
9月		
10月		
11月	アンケート「いじめ等アンケート」第2回実施 児童・生徒保護者への相談窓口を周知	アンケートによるいじめ調査
12月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	いじめ状況調査 第3回人権会議 第3回学校いじめ防止対策会議 (状況報告と取組の検証)
1月	アンケート「いじめ等アンケート」第3回実施 児童・生徒保護者への相談窓口を周知	アンケートによるいじめ調査
2月	いじめに関する理解学習実施	
3月	保護者懇談週間 (家庭での様子の把握)	第4回人権会議 第4回学校いじめ防止対策会議 (状況報告と年間の取組の検証)

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけるとともに、学校いじめ対策防止委員会は、必要に応じて人権問題対策委員会等の各委員会と連携して検討を行い、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校いじめ防止基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科（道徳）、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

また児童生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係を構築し、安心、安全に学校生活を送ることができる環境をつくる必要がある。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対してはいじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、児童生徒に対しては、全校集会や学級活動などで校長や教職員が日常的にいじめの問題にふれ「いじめは行ってはいけない行為」であることを学校全体に醸成していく。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- (3) いじめには勉強や人間関係等のストレスがかかっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないように、分かりやすい授業づくりを進める。児童生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために学級や学年、学習グループや特別活動等人間関係を把握して取組む。
- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供する。

- (5) 児童生徒が自らいじめについて学び、取組む方法としては、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、具体的にどのような発言や行動がそれにあたるのか、どうするべきか、ということ をHRや学習グループで学ぶ。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりすることで、訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握のために定期的なアンケートとして、「いじめ等アンケート」を年に3回実施する。定期的な教育相談として、家庭訪問や保護者懇談を通して行う。日常の観察として担任、グループ担当者が日々の授業等を通して行う。
- (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため連絡帳等様々な手段を活用して日々密な情報交換を行い信頼関係の構築にも努める。
- (3) 児童生徒、その保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、必要に応じて人権問題対策委員会等と連携し情報交換を行う。また、人権ポストなどを活用し、気軽に相談できる環境を引き続き整える。
- (4) 職員会議により、相談体制を広く周知する。学校いじめ防止対策委員会により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、管理職と相談しながら慎重に行う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、「いじめ発生時の対応図」（別添）を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、適切に指導する。また、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や生活指導係等に報告し、学校いじめ防止対策委員会と情報を共有する。同時に関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

認知者・加害児童生徒と被害児童生徒及び保護者・周辺生徒・関係教員（授業担当・当該児童生徒担任等）に対し、当該児童生徒担任・学年主任・生活指導係（学年生指）が中心となり行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合は以下の点について検討し、必要に応じて管理職は教育委員会に報告、相談する。

- ・被害児童生徒と加害児童生徒との物理的・心理的な距離の確保
授業グループ、授業場所の変更・クラス変更等を行う。
- ・被害児童生徒への心理的ケア
当該児童生徒担任・学年主任・生活指導係（学年生指）が中心となり行う。
（アドバイザー：指導教諭・外部臨床心理士、校医等）
- ・加害児童生徒への指導
当該児童生徒担任・学年主任・生活指導係（学年生指）が中心となり行う。
- ・周辺生徒及び学校全体に対する指導
当該児童生徒担任・学年主任・生活指導係（学年生指）が中心となり行う。
指導内容の詳細については、いじめ対策会議で決定する。

(4) 被害児童生徒、及び加害児童生徒の保護者への連絡については、必要に応じて家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）との連携や、状況に応じて、スクールカウンセラーなどの一助の協力を得て対

応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導、及びその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、必要に応じてスクールカウンセラーとも連携する。

体育大会や银杏祭、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策会議において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、授業やホームルーム活動において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。携帯電話等の所持、管理については家庭の理解と協力のもと、家庭と学校が連携して指導を行う。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3ヶ月を目安)

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

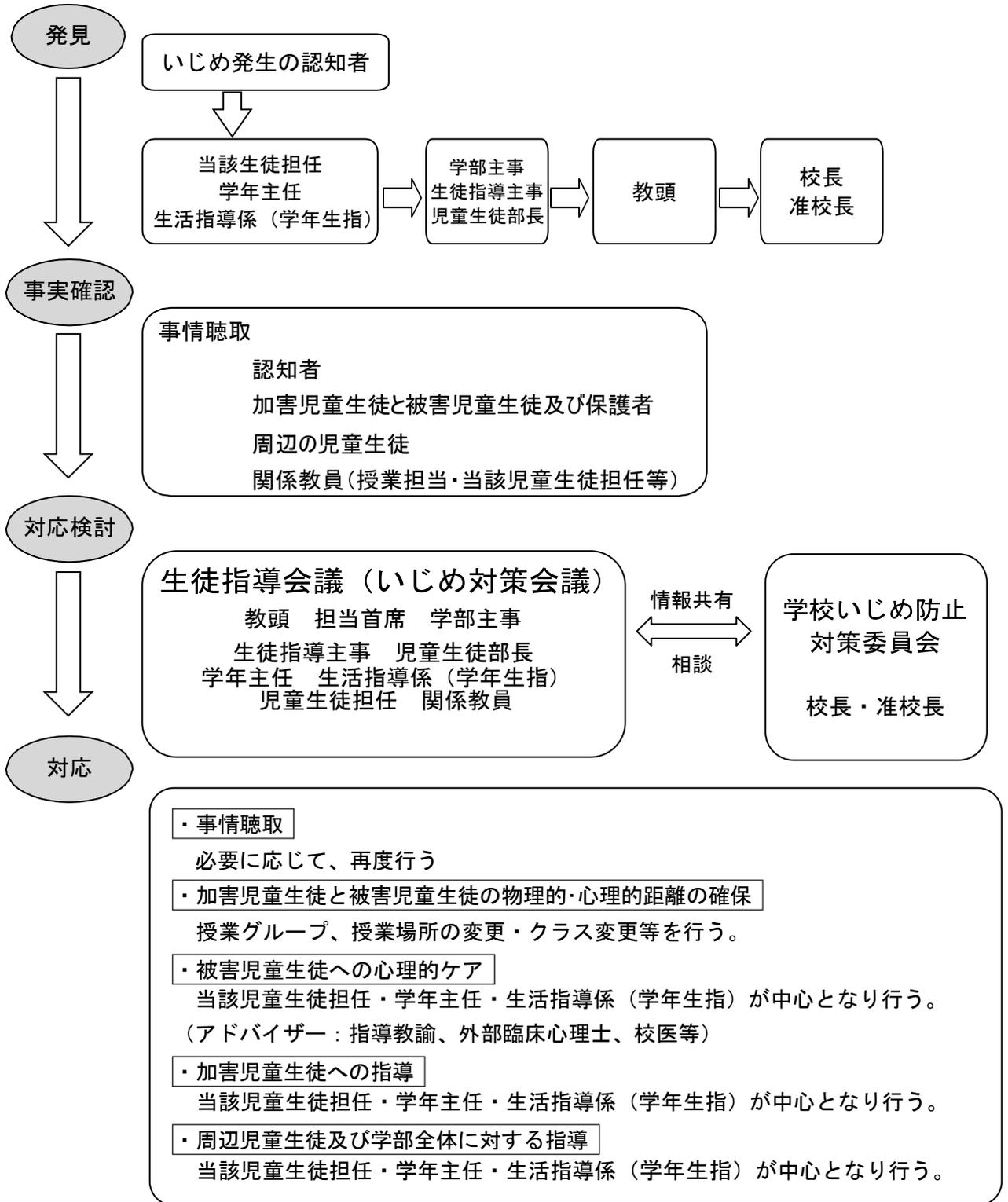
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

8 いじめに対応する際の注意

いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、体罰はもちろんのこと、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という発言や認識は、いじめている児童生徒や、周りで見えたり、はやし立てたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることもある。また、児童生徒の特性や障がいについて、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導に当たる。

いじめ発生時の対応図



※組織メンバー等の構成においては、必要に応じて柔軟に対応する。

改訂の記録

平成30年 7月20日	作成
令和元年 5月 7日	改訂
令和 2年 1月23日	改訂
令和 2年 9月24日	改訂
令和 3年 3月18日	改訂
令和 4年 3月17日	改訂
令和 5年 3月16日	改訂
令和 6年 3月18日	改訂
令和 7年 3月19日	改訂